



2021年8月5日

各位

上場会社名 任天堂株式会社
代表者 代表取締役社長 古川 俊太郎
(コード番号 7974)
問合せ先責任者 総務本部長 山岸 健太郎
(TEL 075-662-9600)

自己株式取得に係る事項の決定および自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
および会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2021年8月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行および株主還元策の一環として、自己株式を取得するものです。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	1,800,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.51%)
(3) 株式の取得価額の総額	100,000,000,000円(上限)
(4) 取得期間	2021年8月6日～2021年9月15日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

3. 消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の総数	上記2.により取得した自己株式の全株式数
(3) 消却予定日	2021年9月16日

(ご参考)2021年7月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 119,122,514株
自己株式数 12,546,486株

以上